

株 主 各 位

大阪府松原市三宅東一丁目8番7号
株 式 会 社 関 門 海
代表取締役社長 山 形 圭 史

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年2月27日（水曜日）営業終了の時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年2月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市阿倍野区松崎町一丁目2番8号
天王寺都ホテル6階「吉野の間 西」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第19期（平成18年12月1日から平成19年11月30日まで）事業報告の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 第19期計算書類承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件
- 第5号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件
- 第6号議案 スtock・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

掲載アドレス <http://www.kanmonkai.co.jp/>

(提供書面)

事 業 報 告

〔平成18年12月1日から
平成19年11月30日まで〕

1. 会 社 の 現 況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、着実な企業収益の改善を背景とした民間設備投資や雇用環境の改善に伴って個人消費等を中心に回復基調にあるものの、一方で原油価格の高騰や米国経済の減速懸念等の影響もあり、依然として先行き不透明な状況の中で推移いたしました。

そのような経済環境の中で、消費者の「食」に対する「安全性」への関心は企業不祥事等もあいまって一層高まり、「食」に携わる企業の取り組み姿勢が問われております。

このような状況のもと、当社は「美味で健康的な本物のおいしさの追求」を目的とした食材に関連する技術開発により、品質面及び安全面において差別化された食材をより低価格で提供することを競争力とした店舗展開及び新規事業開発に取り組んでおります。

当事業年度におきましては、主力事業であるたらふぐ料理専門店「玄品ふぐ」の繁忙期における店舗運営力の向上、閑散期における新商品の投入、フランチャイズ化の推進及びブランド力向上を目的とした好立地での出店等による業態競争力の向上に努めました。また、新規開発業態といたしましては、「玄品以蟹茂」の競争力の分析を進めるとともに、新たな業態開発にも積極的に取り組んでおります。

また新たに、民事再生手続中であった株式会社かね治の再生支援に関し、同社が営んでいた総菜宅配事業を、平成19年3月に設立した当社の100%子会社である株式会社カネジが譲受け、平成19年5月15日より当社グループとして営業を開始いたしております。

一方で、平成19年8月には大阪市西区においてグループ本部事務所を開設し、人材採用力の向上により本部機能の充実を図りつつ、平成19年10月にはサッポロビール株式会社との資本業務提携の発表、平成19年11月には

経営陣の資産管理会社による財務大臣保有の当社株式の株式公開買付が実施されるなど資本構成上も大きな進展がありました。

以上の結果、当事業年度における売上高は7,250百万円、利益につきましては、営業利益は306百万円となりましたが、株式会社かね治の再生支援に関連する費用等の発生もあり、経常利益については256百万円となり、また、関門海三重陸上養殖場の閉鎖に伴う固定資産除却損及びサッポロビール株式会社との資本業務提携に伴うアサヒビール株式会社との主売契約金の一部返還等の主売契約の解約に伴う負担額等を特別損失として計上したことにより当期純損失93百万円を計上することとなりました。

(研究開発型外食事業)

直営事業では、食材に関連する技術開発により、品質面及び安全面において差別化された食材をより低価格で提供することを競争力として、とらふぐ料理専門店「玄品ふぐ」を主力業態とした店舗展開を推進しております。

「玄品ふぐ」直営店舗につきましては、繁忙期における店舗運営力の向上、閑散期における新商品の投入、フランチャイズ化の推進及びブランド力向上を目的とした出店等による業態競争力の向上に努めましたが、繁忙期については大幅な改善が見られたものの、閑散期につきましては猛暑の影響等により店舗売上高に落ち込みが見られました。新規出店につきましては、平成18年12月の「六本木の関」「梅田東通の関」、平成19年3月の「歌舞伎町の関」、平成19年10月の「横浜の関」など好立地かつ大型店舗の出店を中心として6店舗の出店にとどめ、既存店舗の収益力の向上、フランチャイズ化の推進を図りました。結果、当事業年度末における直営店舗は78店舗（関東地区48店舗、関西地区29店舗、九州地区1店舗）、売上高は5,361百万円となりました。

一方、新規開発業態につきましては、「玄品以蟹茂」については、好調な店舗は高い収益性を示していることから、出店については継続する方針ではありますが、不採算店3店舗を閉鎖、4店舗を「玄品ふぐ」へ業態転換するなど立地条件や店舗規模等の見直しを図っている状況であります。その他の新規開発業態については、前期に出店したスペインバル「バルデゲー」が堅調な推移を示している他、カジュアルフレンチレストラン「ARIA.C (アリアッチ)」、中華料理「爆香房 (ばっかぼう)」、ふぐ料

理「ふぐ玄銀（くろがね）」、すし料理「鮪也玄（すしやげん）」等の多様な業態開発にも積極的に取り組みました。結果、当事業年度末における新規開発業態の店舗数は10店舗（「玄品以蟹茂」4店舗、その他6店舗）、売上高は537百万円となりました。

「玄品ふぐ」フランチャイズ店舗につきましては、新たに11件のフランチャイズ加盟店と加盟契約を締結し、関東地区で1店舗をオープンするとともに、店長独立フランチャイズ制度の推進により11店舗（関東地区5店舗、関西地区6店舗）の直営店をフランチャイズ化いたしました。結果、当事業年度末におけるフランチャイズ店舗数は33店舗（関東地区17店舗、関西地区16店舗）となり、フランチャイズ事業に関連する当社の売上高は、とらふぐ等の食材販売、ロイヤリティ、加盟金等により834百万円、フランチャイズ店舗における店舗末端売上高は1,693百万円と大幅な増収となりました。

（その他の事業）

食材販売等その他の事業におきましては、活とらふぐ等の食材販売を行う既存事業、玄品ふぐ通販事業等に加えて、再建支援として株式会社かね治への総菜宅配用の食材供給により、売上高は516百万円となりました。

なお、当事業年度より株式会社カネジが当社グループとして加わったことにより、連結決算を開始しております。企業集団の現況につきましては以下のとおりとなっております。

研究開発型外食事業につきましては、直営店舗及びフランチャイズ店舗を併せた当連結会計年度末における店舗数は121店舗となり、売上高は6,733百万円、営業利益は604百万円となりました。

総菜宅配事業につきましては、平成19年2月9日に民事再生手続の申立を行った株式会社かね治のスポンサーとなり、再建支援として食材仕入等に関する与信補完及び新規仕入ルートによる食材調達、既存顧客の滞減のくい止め、事業継続のために必要な資金供給を実施するとともに大幅なコストダウン、新規商品の開発、販売促進の見直し等を実施し、結果、総菜宅配事業の売上高は1,965百万円、営業利益は61百万円となりました。

その他の事業につきましては、活とらふぐ等の食材販売を行う既存事業、

玄品ふぐの通販事業等に加えて、再建支援として株式会社かね治への総菜宅配用の食材供給により、売上高は379百万円、営業利益は83百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるグループ全体の売上高は9,078百万円、利益につきましては、営業利益は392百万円、経常利益は318百万円となり、固定資産除却損及びアサヒビール株式会社との主売契約解約に伴う負担額等を特別損失として計上したことにより当期純損失65百万円を計上することとなりました。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、店舗投資等を中心に有形固定資産1,063百万円、無形固定資産8百万円、差入保証金123百万円、長期前払費用31百万円の総額1,226百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

- 1) 当事業年度の設備投資等の資金は、自己資金及び借入金を充当いたしました。
- 2) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は100百万円であります。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第16期 (平成16年11月期)	第17期 (平成17年11月期)	第18期 (平成18年11月期)	第19期 (当事業年度) (平成19年11月期)
売 上 高	5,124,410	6,191,570	6,908,017	7,250,199
経 常 利 益	311,195	460,247	371,708	256,652
当期純利益又は純損失(△)	157,826	201,942	190,942	△ 93,257
1株当たり当期純利益 又は純損失(△)(円)	12,722.75	7,648.91	3,333.14	△ 1,568.19
総 資 産	3,026,727	4,532,476	5,778,562	7,245,196
純 資 産	566,332	1,284,604	1,510,306	1,427,708
1株当たり純資産額(円)	45,039.99	46,462.82	25,532.63	23,853.97

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 平成17年3月1日付、平成18年1月20日付で株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、それぞれ期首に株式分割が行われたものとして期中平均発行済株式総数を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社カネジ	50百万円	100.0%	総菜宅配事業

(4) 対処すべき課題

① 研究開発力の強化及び新規業態開発

当社では、主力業態である「玄品ふぐ」が属するとらふぐ料理市場のみでは、売上高300億円程度が成長の限界であると考えております。当社といたしましては、今後とらふぐだけでなく、新規業態開発、総菜宅配事業の競争力となる様々な水産物・畜産物・農産物に関連する技術開発及び食材調達・加工・保存・物流体制の強化を推進することで、品質面・安全面及び価格面における差別化を図り、「玄品ふぐ」に続く競争力のある新規事業の開発による事業規模の拡大を推進してまいります。

② 主力業態である「玄品ふぐ」の業態競争力の向上

当社の主力業態である「玄品ふぐ」は食材面におきましては技術開発により圧倒的な競争力を獲得しておりますが、店舗運営力・ブランド力につきましては改善の余地があるものと認識しております。今後につきましては、店舗運営力強化による収益性の向上、フランチャイズ本部体制の強化、出店戦略・マーケティング方法の見直しによるブランド力の向上を図り、急成長のための更に強固な基盤を確立してまいります。

③ 財務体質の改善

当社では、積極的な出店に伴う設備投資、研究開発投資及び在庫投資等による投資資金を主に金融機関からの借入金により調達しております。この結果、当社の負債純資産合計額に対する借入金の割合は当事業年度末において64.9%となっております。

当社は財務の健全性に留意しつつ、今後も積極的な店舗展開、研究開発投資、在庫投資及び資本業務提携・M&A等を実施する方針であり、財務体質の改善は当社の重要課題と認識しております。

(5) 主要な事業内容（平成19年11月30日現在）

- ① 「美味で健康的な本物のおいしさ」を追求する食材関連技術の開発
- ② とらふぐ料理専門店「玄品ふぐ」の直営及びフランチャイズによる店舗展開
- ③ 食材関連技術を活用した新規開発業態による店舗展開

(6) 主要な事業所（平成19年11月30日現在）

グループ本部 大阪市西区北堀江二丁目3番3号

本社 大阪府松原市三宅東一丁目8番7号

東京本部 東京都港区芝浦三丁目8番10号 MA芝浦ビル2階

店舗

<「玄品ふぐ」直営店舗>

都道府県	店舗数	都道府県	店舗数
東 京	34店	大 阪	25店
神 奈 川	9店	兵 庫	4店
千 葉	1店	福 岡	1店
埼 玉	4店	合 計	78店

<「玄品ふぐ」フランチャイズ店舗>

都道府県	店舗数	都道府県	店舗数
東 京	10店	大 阪	13店
神 奈 川	2店	兵 庫	2店
千 葉	3店	京 都	1店
埼 玉	2店	合 計	33店

<「玄品以蟹茂」直営店舗>

都道府県	店舗数	都道府県	店舗数
東 京	2店	大 阪	1店
埼 玉	1店	合 計	4店

<その他直営店舗>

都道府県	店舗数	都道府県	店舗数
東 京	3店	埼 玉	1店
神 奈 川	1店	大 阪	1店
		合 計	6店

(7) 使用人の状況 (平成19年11月30日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
217名	40名減	31.9歳	3.6年

(注) 使用人数にはパート社員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成19年11月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,496,741千円
株式会社みずほ銀行	821,308千円
株式会社三井住友銀行	733,344千円
株式会社りそな銀行	543,350千円
株式会社紀陽銀行	450,001千円

2. 株式の状況（平成19年11月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 200,000株
- (2) 発行済株式の総数 59,852株
 当事業年度中に増加した株式の数
 新株予約権の権利行使による増加 700株
- (3) 株 主 数 4,793名
- (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
財 務 大 臣	17,623株	29.44%
(株)ヤタガラスホールディングス	16,750株	27.98%

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成19年11月30日現在）

発 行 決 議 の 日	平成16年2月25日	平成16年11月29日	平成18年4月19日
新 株 予 約 権 の 数	1,074個	245個	2,451個
目的となる株式の数	4,296株	980株	2,451株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
行使価額（1株当たり）	12,500円	15,000円	212,000円
行 使 期 間	自 平成18年 4月1日 至 平成26年 2月24日	自 平成18年 11月30日 至 平成26年 11月28日	自 平成20年 5月1日 至 平成28年 2月23日
取 締 役 （社外取締役を除く）	7名	4名	7名
社 外 取 締 役	1名	1名	1名
監 査 役	1名	1名	1名

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

- (1) 取締役及び監査役の状況（平成19年11月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	谷間 真	(株)カネジ代表取締役会長CEO (株)YAMATO取締役 (株)ヤタガラスホールディングス代表取締役社長 (株)バルニバービ取締役
代表取締役社長	山形 圭史	
取締役副社長	岡本 洋一	西日本営業本部長
専務取締役	山元 正	玄品食門研究所長 (株)カネジ取締役
取締役	岩本 昌志	東日本営業本部長
取締役	本多 正嗣	商品調達・物流部長 (株)カネジ取締役
取締役	大村 美智也	商品管理部長
取締役	原 真理	経営支援部長 (株)カネジ監査役
取締役	吉崎 晃敏	西日本営業副本部長
取締役	川合 歩	(株)YAMATO代表取締役社長 (株)コンピューターマインド取締役
常勤監査役	山口 静広	
監査役	浅野 省三	弁護士
監査役	玉置 和則	フューチャーインスティテュート(株)取締役COO (株)ストロベリーコーンズ取締役副社長

- (注) 1. 取締役川合 歩氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役浅野省三氏、玉置和則氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 事業年度中に退任した取締役

前回の第18期定時株主総会（平成19年2月27日開催）の終結の日の翌日以降に在任していた役員で当事業年度中に退任した者は以下のとおりです。

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当	退任日
取締役	林 泰 広	営業企画室長	平成19年6月30日

(注) 取締役林 泰広氏は辞任による退任であります。

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (1名)	60,270千円 (3,000千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	9,900千円 (5,100千円)
合 計	14名	70,170千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成11年1月20日開催の第10期定時株主総会決議において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成16年11月29日開催の臨時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況等

取締役川合 歩氏は、株式会社YAMATOの代表取締役社長、株式会社コンピューターマインドの取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社YAMATO及び株式会社コンピューターマインドとの間には重要な取引はありません。

監査役玉置和則氏はフューチャーインスティテュート株式会社取締役COO、株式会社ストロベリーコーンズ取締役副社長を兼務しております。なお、当社とフューチャーインスティテュート株式会社、株式会社ストロベリーコーンズとの間には重要な取引はありません。

② 当事業年度における主たる活動状況

- ・社外取締役は、毎月1回開催される定時取締役会及び臨時取締役会に出席し、経営の総合的な助言を必要に応じ適宜行っております。
- ・社外監査役は、毎月1回開催される定時取締役会及び臨時取締役会に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容は、以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、社内における行動規範を制定し、法令順守はもちろんのこと、社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努める。

代表取締役はコンプライアンス担当役員及び内部監査人を任命し、内部監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき文書化または電磁的媒体に記録し、整理・保存する。その他、社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役及び監査法人等が閲覧・謄写可能な状況にて管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、当社におけるリスク管理に関する統括責任者を任命し、各部署担当取締役とともに業務に付随するリスク管理を行う。各部署においては、内在するリスクの把握、分析、評価を行った上、業務マニュアルを作成しリスクマネジメントを行う。

内部監査室は、各部署ごとのリスク管理状況を監査し、結果を取締役会等で報告する。新たなリスクが生じた場合に備え、予めリスク管理統括責任者を中心に必要な対応方針を整備し、損失を最小限にとどめるための各部署間の連携体制を構築しておく。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行を効率的に行うため、取締役会を毎月1回定時に開催する他、適宜臨時に開催する。全社的な目標を定め共有し、各取締役は、当該目標達成に向けて各部署における効率的な達成方法を定めるものとする。

運営の結果については、定時の取締役会で報告、検証、分析され、全社的な業務効率化を図っていく。

5. 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、グループ全体の内部統制部署を定めるとともに、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、当社においては、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、必要に応じて監査役と協議の上、同使用人を配置することができるものとする。この場合、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとし、また、当該使用人の任命・解任・評価・人事異動・賃金の改定等については、監査役の同意を得た上で決定するものとし独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役または使用人は、監査役に対して当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査実施状況等につき速やかに報告するものとする。

監査役は、重要な意思決定の状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることのできる体制を構築する。

貸借対照表

(平成19年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	【3,567,382】	【流動負債】	【3,340,512】
現金及び預金	622,086	買掛金	327,653
売掛金	307,377	短期借入金	1,100,000
食材料	2,024,416	1年以内返済予定長期借入金	1,218,129
貯蔵品	25,841	1年以内償還予定社債	32,000
前渡金	31,994	未払金	551,865
前払費用	93,405	設備未払金	14,980
繰延税金資産	59,199	未払費用	528
関係会社短期貸付金	300,000	未払法人税等	12,921
未収法人税等	29,014	未払消費税等	41,109
その他	74,047	前受金	158
【固定資産】	【3,677,813】	預り金	31,366
(有形固定資産)	(2,563,799)	前受収益	8,269
建物	1,766,246	その他	1,530
構築物	55,920	【固定負債】	【2,476,976】
機械装置	30,889	社債	40,000
車両運搬具	4,087	長期借入金	2,382,726
器具備品	339,042	その他	54,250
土地	349,032		
建設仮勘定	18,580	負債合計	5,817,488
(無形固定資産)	(75,784)	純 資 産 の 部	
商標権	2,424	【株主資本】	【1,427,708】
ソフトウェア	70,306	資本金	306,040
その他	3,053	資本剰余金	415,036
(投資その他の資産)	(1,038,229)	資本準備金	4,925
投資有価証券	11,300	その他資本剰余金	410,111
関係会社株式	50,000	利益剰余金	706,631
出資	6,200	特別償却準備金	5,444
長期前払費用	130,016	別途積立金	75,000
差入保証金	788,620	繰越利益剰余金	626,186
繰延税金資産	43,232		
その他	8,860	純資産合計	1,427,708
資産合計	7,245,196	負債・純資産合計	7,245,196

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔平成18年12月1日から
平成19年11月30日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,250,199
売 上 原 価		2,183,640
売 上 総 利 益		5,066,558
販売費及び一般管理費		4,759,760
営 業 利 益		306,798
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,468	
受 取 地 代 家 賃	26,672	
経 営 指 導 料	14,000	
そ の 他	493	45,635
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	51,114	
社 債 利 息	246	
M & A 関 連 費 用	21,360	
貸 貸 原 価	16,878	
そ の 他	6,182	95,781
経 常 利 益		256,652
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	7,395	
固 定 資 産 除 却 損	138,318	
店 舗 閉 鎖 損 失	56,717	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	19,200	
解 約 違 約 金 等	140,000	
そ の 他	9,302	370,932
税 引 前 当 期 純 損 失		114,280
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	46,639	
法 人 税 等 調 整 額	△ 67,662	△ 21,023
当 期 純 損 失		93,257

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔平成18年12月1日から〕
〔平成19年11月30日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				株主資本計 合
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計	
					特別償却 準 備 金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
平成18年11月30日 残高	301,115	410,111	-	410,111	9,168	75,000	715,720	799,888	1,511,115
事業年度中の変動額									
新株の発行 (新株予約権の行使)	4,925	4,925		4,925					9,850
資本準備金からその他 資本剰余金への振替		△410,111	410,111	-					-
特別償却準備金の取崩し					△3,724		3,724	-	-
当期純損失							△ 93,257	△ 93,257	△ 93,257
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	4,925	△405,186	410,111	4,925	△3,724	-	△ 89,533	△ 93,257	△ 83,407
平成19年11月30日 残高	306,040	4,925	410,111	415,036	5,444	75,000	626,186	706,631	1,427,708

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成18年11月30日 残高	△809	△809	1,510,306
事業年度中の変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)			9,850
資本準備金からその他 資本剰余金への振替			-
特別償却準備金の取崩し			-
当期純損失			△ 93,257
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)	809	809	809
事業年度中の変動額合計	809	809	△ 82,598
平成19年11月30日 残高	-	-	1,427,708

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

食材（主要食材） 月次総平均法による原価法を採用しております。

食材（その他） 最終仕入原価法を採用しております。

養殖仕掛品 総合原価計算による原価法を採用しております。

貯蔵品 個別法による原価法を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（最長5年）によっております。

(3) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上することとしております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引

ヘッジ対象：外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

為替変動リスクをヘッジするため、社内における「デリバティブ取引内規」に基づき、原則同一通貨建てによる同一期日の為替予約を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

同一通貨建てによる同一期日の為替予約に限定しており、原則としてその後の為替相場の変動による相関関係は確保されているため、有効性の評価を省略しております。

9. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

10. 会計方針の変更

減価償却方法の変更

当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する減価償却方法に変更しております。

なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

定期預金	53,000千円
土地	142,321千円
建物	27,709千円
合 計	223,031千円

上記の担保付債務

長期借入金	202,876千円
1年以内返済予定長期借入金	24,420千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,466,534千円

3. 関係会社に対する資産及び負債には、区分掲記されたもののほか次のものがあります。

流動資産

売掛金	12,819千円
その他(未収入金)	2,100千円

流動負債

買掛金	907千円
-----	-------

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売上高	137,157千円
	仕入高	2,884千円
	営業取引以外の取引高	33,558千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	59,152	700	—	59,852

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加700株であります。

2. 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	平成16年2月25日取締役会決議分	平成16年11月29日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	4,400株	1,304株
新株予約権の残高	1,100個	326個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	45,297千円
未払事業税	1,130千円
未払事業所税	2,760千円
未払解約違約金等	56,980千円
投資有価証券評価損	7,814千円
繰延税金資産小計	113,982千円
評価性引当額	△ 7,814千円
繰延税金資産合計	106,168千円
繰延税金負債	
特別償却準備金	3,736千円
繰延税金負債合計	3,736千円
繰延税金資産の純額	102,431千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	286,484千円	201,725千円	84,758千円

2. 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年以内	89,510千円
1年超	－千円
合計	89,510千円

関連当事者との取引に関する注記
子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱カネジ	所有 直接100%	役員の兼任4名	売上	137,157	売掛金	12,819
				仕入	2,884	買掛金	907
				経営指導料	14,000	未収入金	2,100
				受取地代家賃	16,472	—	—
				資金の貸付	300,000	関係会社 短期貸付金	300,000
				利息の受取	3,085	—	—

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出資 金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員、個人主要株主及びその近親者	山形圭史	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接2.2	—	—	銀行借入に対する債務保証(注1)	353,911	—	—
役員、個人主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈱富貴 (注2)	大阪府 藤井寺市	10,000	飲食店経営	—	—	—	食材売上高(注3)	13,942	売掛金	1,217
								経費の立替(注4)	6,884	立替金	1,108

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

なお、取引条件及び取引条件の決定方針等については、以下のとおりです。

1. 当社は銀行借入に対して、役員より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
2. 株式会社富貴は、当社監査役山口静広の実父である山口英司氏が議決権の100%を直接保有しております。
3. 取引条件については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
4. 経費の立替は、支払業務の一部を当社が代行して行っていることから発生しているものであります。なお、この経費の立替について、金利及び手数料の受取は行っておりません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 23,853円97銭
2. 1株当たり当期純損失金額 △1,568円19銭

参考資料

連結貸借対照表

(平成19年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	【3,818,222】	【流動負債】	【3,721,916】
現金及び預金	947,044	買掛金	499,989
売掛金	484,510	短期借入金	1,100,000
たな卸資産	2,089,183	1年以内返済予定長期借入金	1,218,129
繰延税金資産	61,310	1年以内償還予定社債	32,000
その他	238,082	未払金	709,058
貸倒引当金	△ 1,908	未払法人税等	35,324
【固定資産】	【3,845,478】	未払消費税等	54,995
(有形固定資産)	(2,713,905)	その他	72,419
建物及び構築物	1,856,755	【固定負債】	【2,486,255】
機械装置及び運搬具	124,703	社債	40,000
土地	349,032	長期借入金	2,382,726
建設仮勘定	18,580	その他	63,529
その他	364,833	負債合計	6,208,172
(無形固定資産)	(101,280)	純資産の部	
のれん	3,931	【株主資本】	【1,455,529】
その他	97,348	資本金	306,040
(投資その他の資産)	(1,030,293)	資本剰余金	415,036
投資有価証券	11,300	利益剰余金	734,453
差入保証金	827,005	純資産合計	1,455,529
繰延税金資産	43,232	負債・純資産合計	7,663,701
その他	148,756		
資産合計	7,663,701		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔平成18年12月1日から
平成19年11月30日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,078,665
売 上 原 価		3,147,124
売 上 総 利 益		5,931,540
販売費及び一般管理費		5,539,182
営 業 利 益		392,358
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,501	
受 取 地 代 家 賃	10,200	
受 取 賃 貸 料	1,914	
そ の 他	2,711	16,327
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	51,360	
M & A 関 連 費 用	21,640	
賃 貸 原 価	10,501	
そ の 他	6,753	90,256
経 常 利 益		318,429
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	156	156
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	146,050	
固 定 資 産 売 却 損	7,395	
店 舗 閉 鎖 損 失	56,717	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	19,200	
解 約 違 約 金 等	140,000	
そ の 他	15,367	384,730
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		66,144
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	69,064	
法 人 税 等 調 整 額	△ 69,773	△ 709
当 期 純 損 失		65,435

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔平成18年12月1日から〕
〔平成19年11月30日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
平成18年11月30日 残高	301,115	410,111	799,888	1,511,115
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	4,925	4,925		9,850
当期純損失			△ 65,435	△ 65,435
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	4,925	4,925	△ 65,435	△ 55,585
平成19年11月30日 残高	306,040	415,036	734,453	1,455,529

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成18年11月30日 残高	△809	△809	1,510,306
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			9,850
当期純損失			△ 65,435
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	809	809	809
連結会計年度中の変動額合計	809	809	△ 54,776
平成19年11月30日 残高	—	—	1,455,529

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 ㈱カネジ

㈱カネジは、平成19年3月22日付で新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ 時価法を採用しております。

③ たな卸資産

製品

総合原価計算による原価法を採用しております。

商品

主に月次総平均法による原価法を採用しております。

仕掛品

総合原価計算による原価法を採用しております。

原材料

月次総平均法による原価法を採用しております。

貯蔵品

主に個別法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（最長5年）によっております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
当社及び連結子会社の従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上することとしております。
- (4) 重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：為替予約取引
ヘッジ対象：外貨建予定取引
 - ③ ヘッジ方針
外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法
リスク管理方針に従って、ヘッジ対象とヘッジ手段の相関関係を検討する事前テストのほか、必要に応じて事後テストを行っております。
- (6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。
- 5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- 6. のれん及び負債ののれんの償却に関する事項
のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

定期預金	53,000千円
土地	142,321千円
建物	27,709千円
計	223,031千円

(上記の担保債務)

長期借入金	202,876千円
1年以内返済予定長期借入金	24,420千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,545,965千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 59,852株

2. 当連結会計年度における新株予約権に関する事項

	平成16年2月25日取締役会決議分	平成16年11月29日取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	4,400株	1,304株
新株予約権の残高	1,100個	326個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 24,318円82銭

2. 1株当たり当期純損失金額 △ 1,100円35銭

監査役の監査報告

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成18年12月1日から平成19年11月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、予め定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿等の調査を行い、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成20年1月24日

株式会社 関門海

監査役(常勤) 山 口 静 広 ㊟

監査役 浅 野 省 三 ㊟

監査役 玉 置 和 則 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第19期計算書類承認の件

議案の内容は、前記提供書面（15頁から22頁まで）に記載のとおりであります。

なお、第19期計算書類につきましては、取締役会ならびに各監査役とも適法・適正として意見が一致いたしております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) グループ会社相互の連結の強化と、業務効率向上のため本店所在地を大阪市に変更するものであります。（変更案第3条）
- (2) 今後の業容拡大に伴う内部管理体制を整備するため、監査役会と会計監査人を設置するものであります。これに対応するため所要の変更を行うものであります。（変更案第4条、第29条、第30条、第31条）
- (3) 会社法第459条第1項の要件を満たすことに伴い条項を削除するものであります。（現行定款第8条）
- (4) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第19条（取締役の任期）につき所要の変更を行うものであります。
- (5) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことが可能となる旨の規定を新設するものであり、それに伴う所要の変更を行うものであります。（変更案第35条、第36条）
- (6) 上記変更に伴い条数を変更するとともに、その他の字句の整備、変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>大阪府松原市</u>に置く。</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条～第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第20条～第26条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監 査 役</p> <p>第27条～第29条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>大阪市</u>に置く。</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第8条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第19条～第25条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び<u>監査役会</u></p> <p>第26条～第28条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(常勤監査役)</u>
(新設)	<u>第29条 監査役会は、その決議により常勤監査役を選定する。</u>
(新設)	<u>(監査役会の招集手続き)</u>
(新設)	<u>第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新設)	<u>(監査役会の決議)</u>
第30条 (条文省略)	<u>第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>
第31条 (監査役の責任免除)	第32条 (現行どおり)
第31条 (条文省略)	(監査役の責任免除)
2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第6章 計 算	第6章 計 算
第32条 (条文省略)	第34条 (現行どおり)
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
	<u>第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(期末配当及び基準日)</u></p> <p>第33条 当社は、毎年11月30日を基準日として、定時株主総会の決議により、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p> <p><u>(中間配当及び基準日)</u></p> <p>第34条 当社は、毎年5月31日を基準日として、取締役会の決議により、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>第35条 (条文省略) (新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年5月31日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第37条 (現行どおり) <u>(附則)</u></p> <p>第3条の変更は、平成20年3月末までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	谷間 真 (昭和46年10月6日生)	平成9年1月 公認会計士谷間真事務所開業 平成11年5月 ㈱ディー・ブレイン関西代表取締役 平成14年7月 ㈱ネクストジャパン（現㈱ネクストジャパンホールディングス）非常勤取締役 平成14年8月 ㈱プロ・クエスト代表取締役 平成16年11月 当社取締役 平成17年7月 ㈱ザッパラス取締役 平成18年6月 ㈱YAMATO取締役（現任） 平成19年1月 当社取締役COO兼CFO 平成19年3月 ㈱カネジ代表取締役会長CEO（現任） 平成19年4月 当社代表取締役COO兼CFO 平成19年6月 ㈱ヤタガラスホールディングス代表取締役（現任） 平成19年9月 当社代表取締役会長CEO（現任）	904株
2	山形 圭史 (昭和42年8月14日生)	昭和60年4月 日本バルカー工業㈱入社 昭和60年12月 ふぐ半入店 平成元年5月 当社入社 平成12年5月 当社取締役 平成16年4月 当社代表取締役社長 平成19年1月 当社代表取締役社長兼CEO 平成19年9月 当社代表取締役社長COO（現任）	1,300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
3	岡本 洋一 (昭和35年5月24日生)	昭和56年8月 京阪通信工業(株)入社 昭和58年3月 ふぐ半入店 平成元年5月 当社入社 平成12年5月 当社常務取締役 平成16年4月 当社取締役副社長 平成19年1月 当社西日本営業本部長 平成20年2月 当社取締役事業開発室長(現任)	960株
4	山元 正 (昭和43年12月22日生)	平成5年3月 (株)天平倶楽部入社 平成6年6月 当社入社 平成10年6月 (有)スペシャルフーズ取締役 平成12年5月 当社取締役 平成16年12月 当社専務取締役(現任) 平成19年1月 当社玄品食門研究所所長(現任) 平成19年3月 (株)カネジ取締役(現任)	240株
5	岩本 昌志 (昭和46年10月25日生)	平成6年4月 (株)ワンダーテーブル入社 平成15年11月 当社入社 平成18年2月 当社取締役(現任) 平成19年1月 当社東日本営業本部長 平成20年2月 当社新規開発業態事業部長(現任)	11株
6	本多 正嗣 (昭和31年6月1日生)	平成2年9月 ふぐ一(現 玄品ふぐ我孫子の 関)開業 平成11年11月 当社入社 平成16年6月 当社監査役 平成18年2月 当社取締役(現任) 平成19年1月 商品調達・物流部長(現任) 平成19年3月 (株)カネジ取締役(現任)	40株
7	大村 美智也 (昭和41年1月11日生)	昭和60年4月 ふぐ半入店 平成元年5月 当社入社 平成16年6月 当社取締役(現任) 平成19年1月 当社商品管理部長 平成20年2月 当社玄品ふぐ事業部長(現任)	48株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
8	原 真理 (昭和43年1月1日生)	平成14年8月 (株)プロ・クエスト入社 平成16年10月 当社入社 平成18年2月 当社取締役(現任) 平成19年1月 当社経営支援部長(現任) 平成19年3月 (株)カネジ監査役(現任)	120株
9	田 中正 (昭和38年3月8日生)	平成10年6月 (株)珈琲館入社 平成14年7月 (株)ネクストジャパン(現(株)ネクストジャパンホールディングス)専務取締役 平成18年7月 (株)アンビシャス代表取締役(現任) 平成19年4月 (株)カネジ代表取締役社長COO(現任)	一株
10	川 合 歩 (昭和39年10月11日生)	昭和61年3月 イーディーコントライブ(株)(現(株)YAMATO)設立 同社代表取締役 平成15年10月 同社代表取締役会長 平成18年2月 当社取締役(現任) 平成18年6月 イーディーコントライブ(株)(現(株)YAMATO)取締役 平成18年9月 テクノベンチャー(株)取締役 平成19年4月 (株)YAMATO代表取締役(現任) 平成19年11月 (株)コンピューターマインド取締役(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 川合 歩氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
川合 歩氏につきましては、同氏の豊富な経験と経営に対する高い見識を当社の経営に活かしていただきたいためであります。
- (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
川合 歩氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社は、第19期末現在、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、同法の規定に基づく会計監査人を設置することで、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、各監査役の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名	称	あずさ監査法人
事	務	所
		主たる事務所 東京都新宿区津久戸町1番2号
沿	革	昭和60年7月 監査法人朝日親和会計社設立 平成5年10月 朝日監査法人発足 平成15年2月 あずさ監査法人設立 平成16年1月 朝日監査法人とあずさ監査法人が合併し、あずさ監査法人として発足
概	要	
	(平成19年11月30日)	人員 公認会計士 1,813名 (うち代表社員259名、社員236名) 会計士補 746名 新試験合格者 458名 その他職員 1,053名 合計 4,070名 関与会社数 5,593社 出資金 3,770百万円

第5号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社取締役の報酬額は、平成11年1月20日開催の第10期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただき今日にいたっておりますが、この報酬限度額とは別枠で、下記1. 及び2. の理由によりストック・オプション報酬として新株予約権を年額60百万円以内（うち社外取締役は年額3百万円以内）の範囲で割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。ストック・オプション報酬につきましては、一般的に用いられる公正妥当な算定方法に基づき算出し、各取締役に對し割り当てる新株予約権の数については、取締役会にご一任願いたいと存じます。なお、本議案の対象となる当社の現在の取締役員数は10名（うち社外取締役は1名）でありますが第3号議案が原案どおり承認可決されますと取締役員数は10名（うち社外取締役は1名）となります。また、報酬として割り当てる新株予約権の内容は下記3. のとおりであります。

1. 取締役（社外取締役は除く。）に対しストック・オプション報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

2. 社外取締役に対しストック・オプション報酬として新株予約権を割り当てる理由

社外取締役として優秀な人材を招聘し、当社への経営参加意識を高めることを目的とするものであります。

3. 新株予約権の内容

① 新株予約権の総数及び目的である株式の数

新株予約権の総数 1,500個を1年間の上限とする。（新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、目的である株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

目的である株式の数 当社株式1,500株を1年間の上限とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、その他株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

② 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される払込価額に①に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額（以下「払込価額」という。）は、新株予約権割当の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式の取引終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権割当の日の前日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値を払込価額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、その他払込価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

④ 新株予約権を行使することができる期間

割当の日から10年以内までの期間を別途定める。

第6号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、株主以外の者に対して、特に有利な条件をもってストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員ならびに外部事業協力者に対して、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

なお、ストック・オプションの目的で発行することから、下記要領に記載のとおり、新株予約権については無償で発行し、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は下記要領(5)に定めるとおり時価を基準とした価額としております。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員ならびに外部事業協力者（以下「対象者」と総称する。）

(2) 新株予約権の目的である株式の数

当社株式2,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、対象者に割り当てられる新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併又は会社分割を行う場合等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の総数

2,000個（新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される払込価額に(3)に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額（以下「払込価額」という。）は、新株予約権割当の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式の取引終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

ただし、当該金額が、新株予約権割当の日の前日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値を払込価額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使によるものを除く。）を行う場合又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、上記の他、当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める払込価額の調整を行うものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

割当の日から10年以内までの期間を別途取締役会が定める。

(7) 新株予約権の行使の条件

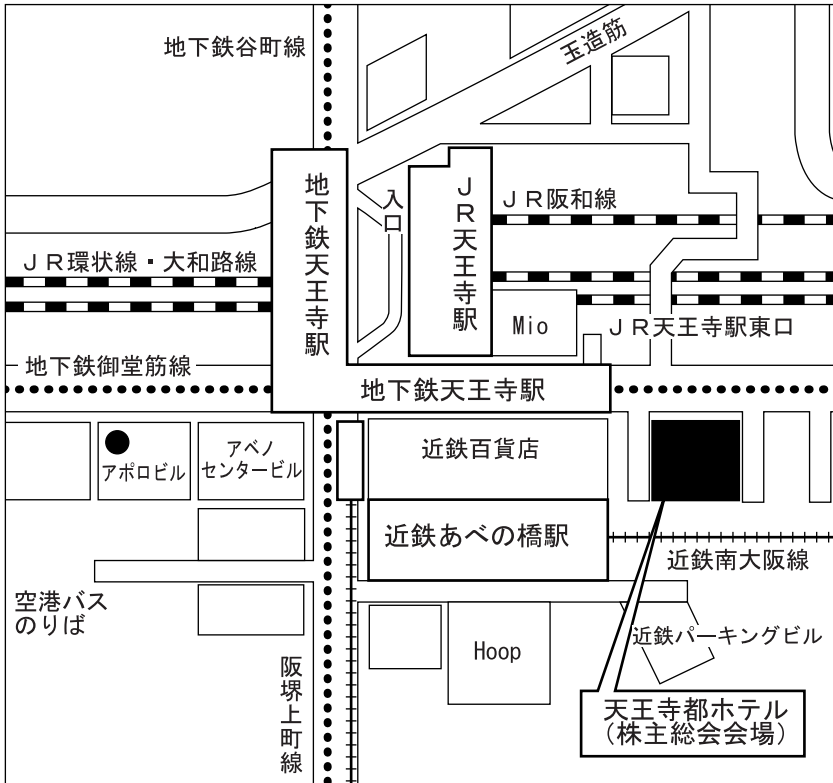
- ① 新株予約権発行時において当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、会社都合による退職その他当社の取締役会が認める正当な事由のある場合には、この限りではない。
- ② 新株予約権発行時において当社及び当社子会社の外部事業協力者であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは外部事業協力者の地位にあることを要する。ただし、上記のいずれでもない場合であっても、新株予約権の行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当社取締役会の承認を得た場合には、この限りではない。
- ③ その他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。
- (10) 新株予約権の取得条項
対象者が新株予約権の行使の条件を満たさない状態となった場合及び対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定める条件に該当することとなった場合は、当社は当該新株予約権を取締役会の決議をもって無償で取得することができる。
3. 新株予約権の募集事項の決定
新株予約権の募集事項の決定については、当社取締役会に委任する。

以 上

株主総会会場ご案内図

場 所 大阪市阿倍野区松崎町一丁目2番8号
天王寺都ホテル6階「吉野の間 西」



- 交 通 ●新幹線 新大阪駅…地下鉄（御堂筋線）で25分
●JR大阪駅…大阪環状線、又は地下鉄（御堂筋線・谷町線）で18分
●地下鉄 天王寺駅から徒歩1分
●JR天王寺駅東口から徒歩1分